

自由診療

医療保険でのリハビリテーションが受けられない方のための自由診療

当診療センターでは、他の施設で介護保険のリハビリテーションを受けられている方が、同時に医療保険のリハビリテーションを受けられなくなった場合、引き続き当診療センターでリハビリテーションを受けるために自由診療を行っています。当診療センターの自由診療の内容については、次のとおりです。

対象者と診療内容

対象は、現在、他の施設で介護保険のリハビリテーションを受けられており、医療保険のリハビリテーションが受けられない方です。診療内容は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によるリハビリテーションで、予約制となっております。来院頻度や診療の日時については、主治医および担当の療法士とご相談ください。

診療費

医師の診察およびリハビリテーションのための診療費は、保険診療に準じて算定します。

自由診療でリハビリテーションを行う場合、対象疾患に関する検査費・薬剤費は、すべて自己負担となります。負担額は、検査・薬剤の種類によって異なりますので、受付でお尋ねください。

自由診療でリハビリテーションを行う対象疾患以外は、保険診療の適用となります。なお、リハビリテーションを行う対象疾患に関する保険診療と自由診療の切替え若しくは混合(混合診療)は、法的に認められておりませんのでご了承ください。